



令和4年5月12日

各 位

会社名：フクビ化学工業株式会社  
代表者名：代表取締役社長 八木 誠一郎  
(コード：7871 東証スタンダード・名証メイン)  
問合せ先：執行役員 広報・IR 推進室長 多比良 幸一  
(TEL：0776-38-8415)

### 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、定款の一部変更の承認を求める議案を令和4年6月23日開催予定の第88期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 変更の理由

- (1) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号) 附則第1条ただし書きに規定する改正規定が令和4年(2022年)9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。
- ① 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第16条)は、電子提供制度においては不要となるため、これを削除するものであります。
  - ② 変更案第16条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
  - ③ 変更案第16条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
  - ④ 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。
- (2) 経営環境の変化の激しい近年にあつて、より機動的に対応するため、また経営責任の明確化および毎年信任を得ることによるコーポレートガバナンス体制の強化のため、定款第21条に定める取締役の任期を2年から1年に短縮するものであります。ただし、令和3年6月16日開催の第87期定時株主総会において選任された取締役の任期につきましては、従前の規定が適用されることを明確にするため附則を設けるものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

現行定款	変更案
(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。	(削除)

	<p>(電子提供措置等)</p> <p><u>第 16 条</u> <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p><u>2.</u> <u>当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p>
<p>(任期)</p> <p>第 21 条 取締役の任期は、選任後<u>2</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(任期)</p> <p>第 21 条 取締役の任期は、選任後<u>1</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p><u>附則</u></p> <p><u>第 1 条</u> <u>変更前定款第 16 条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更後定款第 16 条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第 70 号）附則第 1 条ただし書きに規定する改正規定の施行の日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。</u></p> <p><u>2.</u> <u>前項の規定にかかわらず、施行日から 6 カ月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第 16 条はなお効力を有する。</u></p> <p><u>3.</u> <u>本条は、施行日から 6 カ月を経過した日または前項の株主総会の日から 3 カ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>第 2 条</u> <u>変更後定款第 21 条（任期）の規定にかかわらず、令和 3 年 6 月 16 日開催の第 87 期定時株主総会において選任された取締役の任期は、令和 5 年開催の定時株主総会の終結の時までとする。本条は、当該期日経過後にこれを削除する。</u></p>